

# 江別市地域包括支援センター運営方針

令和2年4月 改定

江別市

「江別市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47第1項に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の考えや事業実施の方針及び江別市（以下「市」という。）との連携にかかる方針を明確にすることで、センターの効果的かつ円滑な運営に資することを目的に策定する。

## **I 全体運営方針**

### **1 地域包括ケアシステムの推進**

第8期江別市高齢者保健福祉計画・第7期江別市介護保険事業計画に基づき、江別市に住むすべての高齢者が、自分の意思で、自分が望む生活を送ることができるよう地域全体で認め合い、支え合うまちづくりを目指すことを理念とし、担当圏域の社会資源や地域の課題・ニーズを把握したうえで、地域包括ケアシステムの推進に向けてセンターに求められる役割の遂行に努める。

特に、介護保険は自立を支援する制度であることに鑑み、自助としての高齢者自身の介護予防や互助としての支え合い活動の普及啓発を進めるとともに、医療介護連携による支援の強化、介護予防・日常生活支援総合事業の適正な活用、認知症の人やその家族の支援などの取組を重点的に進める。

### **2 市及び関係機関等との連携**

センターは、市と共同で管理者会議、職種別会議及び全体会議等を開催し、相互の連携強化及び機能向上を図るとともに、常時密接に連絡を取り合い、高齢者支援等に関する情報の共有や意見交換等を綿密に行うものとする。

また、地域の住民組織等の会議などに参加し、地域住民、民生委員、ボランティア等との関係を深めるとともに、地域ケア会議や多職種研修会等の開催を通じて介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア・専門職等とのネットワークを構築する。

### **3 公正性及び中立性の確保**

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託先の選択、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の紹介にあたっては、対象高齢者の特性に配慮しながら、公正・中立を保つとともに、委託先や居宅サービス事業所の業務状況に配慮し、必要に応じて適切な助言、確認を行う。

### **4 地域住民における認知度向上**

地域包括ケアシステムの構築を担う中核的機関であるとの自覚に立ち、あらゆる機会を捉えてセンターの機能や役割の周知に努め、高齢者のみならず地域全体におけるセンターの認知度向上を図る。

## 5 運営体制の整備及び機能の強化

センターは、その職員の配置及び運営等にあたって、江別市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の規定を順守するとともに、職員の資質向上、情報管理の徹底、危機管理体制の整備などに努める。

また、センターに配置された三職種がそれぞれの専門的知見を最大限生かすとともに、他職種と有機的な連携及び情報共有を図ることで体制整備及び機能強化に取り組む。

## 6 PDCAサイクルの活用による機能強化

センターは、その運営状況及び取組の推進状況等に関して自己評価を行うとともに、介護保険事業等運営委員会を始めとした外部機関による評価や意見等を踏まえ、PDCAサイクルを活用した機能強化に努める。

## II 個別取組方針

### 1 包括的支援事業の適切な実施

#### (1) 総合相談の受付

高齢者とその家族及び地域住民にとっての身近な相談拠点として、また介護・福祉・医療等関係者にとっての専門相談機関として、高齢者の生活全般に関する相談に適切に対応するとともに、高齢者等が相談しやすい環境の整備に努める。

#### (2) 権利擁護業務の強化

高齢者の権利侵害の未然防止及び早期対応に努めるとともに、虐待等を受けている高齢者のみならず、養護者等が虐待行為に至る背景や課題を的確にとらえ適切な支援を行う。

また、江別市成年後見支援センターを始めとした市内外の権利擁護に関する支援機関及び専門職等と連携し、高齢者の権利擁護に係る体制整備に向けた取組を行う。

#### (3) 介護支援専門員に対する支援・指導

介護支援専門員のスーパーバイザーとしての役割を常に自覚し、高齢者支援に関する協議や助言・指導等を通じて、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう包括的・継続的な支援を行う。

そのため、介護支援専門員から受けた相談を分類・整理して課題を把握するとともに、多職種による研修会等を開催計画にもとづき実施し、医療機関を始めとした多様な関係機関とのネットワーク構築等を支援する。

また、あわせて、居宅介護支援事業所の介護支援専門員における自立支援の共有及び浸透を図るための支援に努める。

### 2 介護予防に係るケアマネジメントの実施

高齢者の自立を阻む要因を適切なアセスメントにより把握・分析する中から、その人らしい生活の実現を図るために本人が目指す生活状況を家族や関係機関等と共有し、評価可能な内容による短期目標及び長期目標を設定するとともに、目標の達成状況を一定の期間ごとに評価することで評価と見直しを積み重ね、高齢者自身の能力を最大限発揮した主体的な活動と合わせて、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントにより生活の質の向上を目指す支援に努める。

なお、ケアプランの作成においては、医療・介護・福祉等の公的なサービスの利用のみならず、住民主体の通いの場や見守り等のインフォーマルな支援の活用も検討する。

### 3 介護予防事業の推進

#### (1) 介護予防普及啓発事業の推進

身体・口腔機能の維持・向上、認知症予防、栄養改善など、自立した日常生活の維持に必要な知識・活動を多くの高齢者に普及啓発するため、自治会や高齢者クラブ等と密接に連携し、介護予防教室や介護予防出前講話を実施するほか、保健部門と連携し、歯科衛生士及び管理栄養士等の派遣による通いの場を活用した健康づくりに取り組む。

#### (2) 地域介護予防活動支援事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の推進

高齢者の社会参加を促し、主体的な介護予防活動が継続されるよう、介護予防サポーターの育成と合わせ、歯科衛生士、管理栄養士及びリハビリテーション専門職等との連携により、住民主体の通いの場等の創出及び運営を支援する。

また、リハビリテーション専門職の協力により作成したオリジナルの運動ツール等の普及を図り、高齢者の介護予防活動の効果向上に努める。

### 4 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両面の支援が必要な高齢者に対して適切な支援が提供されるよう、医療機関等との密接な連携に努める。

また、医療介護の連携強化に向けて、江別市医療介護連携推進協議会に対してセンターとしての提言を行うとともに、同協議会が実施する各種取組に対して積極的に参画し、その効果向上に向けた支援に努める。

### 5 社会参加と支え合いの体制づくり

自助及び互助の重要性を普及し、住民自らの支え合いの意識を啓発するため、市その他関係機関等と連携して住民を対象とした意見交換会（フォーラム）を積極的に開催する。

また、地域資源や地域課題の把握に努め、生活支援体制整備事業における各層協議体への参画や運営を通して、地域における支え合いや介護予防等の取組の支援に向け

た提言を行うとともに、各センターの圏域内地域における自治会、高齢者クラブ、地域住民組織等における交流、見守り及び支え合いの醸成に向けた取組のほか、新たな資源や機能の創出を行う。

## 6 認知症に関する総合的な支援

### (1) 認知症に対する正しい理解の普及啓発

介護予防出前講話や認知症サポーター養成講座の開催等により、認知症の理解と予防について、広く地域住民に対して普及啓発を行う。

特に、高齢者のみならず、児童・生徒や現役世代など、幅広い世代が認知症に対する興味・関心を持てるような機会の創出に努める。

### (2) 認知症を地域で支える体制の整備に向けた取組

認知症地域支援推進員を始めとした介護・医療・福祉関係機関のほか、認知症サポーター、地域住民及び民間企業等と連携して、認知症の人及びその家族が認知症を打ち明けながら安心して生活していくことができるように、地域で見守り合い、支え合っていくための体制整備の支援に努める。

### (3) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組

認知症初期集中支援チーム及び医療機関と連携し、初期又は軽度の認知症と思われる高齢者や、必要な医療及び介護サービスの利用に至っていない高齢者等の把握に努め、早期の受診や適切な対応等に結びつくよう支援を行う。

## 7 地域ケア会議の推進

### (1) 個別事例検討型地域ケア会議

複雑な課題を有する高齢者や、支援方法について慎重な検討を要する高齢者に関して、医療機関や専門職、親族や地域住民等の関係者が協議する個別事例検討型地域ケア会議を開催し、高齢者自身の望む生活や自立に向けたより良い支援に結びつける。

### (2) 自立支援型地域ケア会議

多様な専門職の視点を活かした意見交換を通じて自立に向けた適切な支援方策を検討する自立支援型地域ケア会議に積極的に参画し、センター全体としてのケアマネジメント能力の向上を図る。

### (3) 地域ケア会議の効果的な推進

地域ケア会議で定めた支援内容や決定事項を関係者間で共有し、その後の変化等をモニタリングしながら継続的な支援に努める。

また、地域ケア会議を通じて多職種・多機関のネットワーク構築を図るとともに、地域課題の抽出や検討に結びつけ、生活支援体制整備事業との連携を図りながら、課題解決に向けた積極的な提言を市及び関係機関に対して行う。

### **Ⅲ その他**

本運営方針に定める個々の取組について、必要と考えられる実施回数や到達基準等は別に示すので、各センターにおいて目標達成に向けた適正な事業計画を立案し、実施に努める。